

# 国立大学法人京都教育大学における公的研究費の 適正な取扱いに関する規程

平成27年3月23日 制 定

(目 的)

**第1条** この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・運営について責任体制を明確にし、公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）の防止、及び不正使用があった場合の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

**第2条** この規程において「公的研究費」とは、研究を遂行するために国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等から交付等された、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等、本学の責任において管理すべきすべての経費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の役員及び教職員等、本学の公的研究費の管理・運営に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「研究費の不正使用」とは、私的流用、不正受給、目的外使用、又は不正経理等を行うなど、法令若しくは研究費を配分した機関が定める規程等又は本学関係規則等に違反して研究費を使用することをいう。

4 この規程において「部局等」とは、各学科、大学院連合教職実践研究科、各センター、各附属学校及び事務局をいう。

(管理・運営体制)

**第3条** 本学の公的研究費を適正に管理・運営するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

**第4条** 学長は、最高管理責任者として本学全体を統括し、公的研究費の適正な管理・運営について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知し、統括管理責任者に不正使用防止計画の策定・実施を指示する。

3 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを学内外に表明するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理・運営が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

**第5条** 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐して、公的研究費の管理・運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、理事（総務・企画担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用を防止するため、不正を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）について、全学的状況を体系的に整理・評価し、基本方針に基づい

て、本学全体の不正使用防止計画を策定する。

- 3 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者に不正使用防止計画に基づいた具体的な対策の実施を指示するとともに、定期的の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

**第6条** コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な管理・運営のため、責任を持って不正使用防止対策を具体的に実施する者とし、副学長（研究推進担当）をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- 一 公的研究費の適正な管理・運営のための対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に報告する。

- 二 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- 三 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は必要に応じてコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を推薦し、最高管理責任者の任命によって、その者を副責任者とすることができる。

(相談窓口の設置)

**第7条** 本学における公的研究費に係る事務処理手続きに関する相談窓口を会計課（主に旅費・謝金・物品購入等研究費の使用に関すること。）及び研究協力・附属学校支援課（その他申請・報告等の事務手続きに関すること。）に置く。

(受付窓口の設置)

**第8条** 本学における不正使用に関する告発及び告発の意思を明示しない相談を受け付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を研究協力・附属学校支援課に置く。

(告発処理体制等の周知)

**第9条** 統括管理責任者は、相談窓口、受付窓口、告発等及び告発等に関する相談の方法その他必要な事項を本学内及び本学以外の機関（以下「他機関」という。）に周知する。

(告発等の取扱い)

**第10条** 告発は原則として、告発者の実名等を明らかにすること（以下「顕名」という。）により行われるものとし、不正使用を行ったとする研究者、グループ、不正使用の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を記載した文書を受付窓口に、様式1により提出することによるものとする。ただし、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、様式1と同等と認められる内容が受付窓口に伝えられた場合は、これを受け付ける。

- 2 匿名による告発があった場合は、最高管理責任者は、告発の内容に応じ、顕名の告発に準じて取扱うことができる。

- 3 書面の送付による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合には、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出

る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として扱う。以下同じ。)に、告発を受け付けたことを通知する。

- 4 告発の意思を明示しない相談については、最高管理責任者はその内容に応じ、告発に準じて、統括管理責任者にその内容を確認・精査させ、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 5 不正使用が行われようとしている、又は不正使用を求められているという告発・相談に対しては、最高管理責任者は、統括管理責任者にその内容を確認・精査させ、相当の理由があると認めるときは、被告発者に対して警告を行う。ただし、被告発者が他機関に所属する場合は、被告発者が所属する研究機関に事案を回付することができる。他機関に所属する被告発者に本学が警告を行なった場合は、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

**第11条** 最高管理責任者は、告発等についての調査結果が公表されるまで、告発内容や告発者(前条第4項及び第5項における相談者を含む。以下同じ。)の秘密が、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の担当者は、告発の受付にあたっては、個室で面談したり、電話や電子メール等を担当者以外の職員が見聞きできないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合、最高管理責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公表し、説明することができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの被害を与えることや被告発者が所属する機関に不利益を与えること目的とする意思。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、悪意に基づく告発については、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し懲戒処分その他不利益な取扱いを行わない。
- 6 最高管理責任者は、被告発者に対し、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、その研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、又は懲戒処分その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(告発の受付によらない事案の取扱い)

**第12条** 第10条第4項の規定による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がされない場合においても、最高管理責任者の判断でその事案の調査を行うことができる。

- 2 学会等の研究コミュニティや報道によって、不正使用の疑いが指摘された場合、最高管理責任者の判断で受付窓口で告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 不正使用の疑いがインターネット上に掲載されている(不正使用を行ったとする研究者・グループ、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを確認した場合、最高管理責任者の判断で受

付窓口に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発等に係る事案の調査)

**第13条** 最高管理責任者は、第10条の規定による告発を受けたときは、統括管理責任者及び当該部局等の長に通知するとともに、当該告発等がなされた事案について必要な調査を行わせる。

(不正使用予備調査委員会)

**第14条** 最高管理責任者は、研究者に係る不正使用の告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を行うため、不正使用予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)を設置する。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

一 統括管理責任者

二 被告発者が所属する部局等の長又は当該部局等から最高管理責任者が指名する者

三 必要に応じて最高管理責任者が指名する者

3 予備調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

(不正使用予備調査)

**第15条** 予備調査委員会委員長は、告発事案について、不正使用予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)を開催し、速やかに予備調査を実施する。

2 予備調査委員会は、告発事案について、調査委員会による本格的な調査(以下「本調査」という。)の適否を判断し、告発を受理した日から起算し原則として30日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は予備調査の結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定するとともに、資金を配分した機関に本調査の要否を報告する。

4 本調査を行わない場合は、最高管理責任者は、その理由を付記し告発者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、告発者の求めがあれば予備調査の資料を開示する。

(不正使用調査委員会)

**第16条** 最高管理責任者が本調査すべきものと判断した場合、前条第2項の報告が行われた日から起算し原則として30日以内に不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を開催し、本調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、不正の有無及び内容及び不正使用に関与した者とその関与の度合並びに不正に使用された研究費の額についての調査を実施する。

3 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

一 統括管理責任者

二 理事(労務・財務担当)

三 被告発者が所属する部局等の長又は当該部局から最高管理責任者が指名する者

四 会計・法律関係の専門的知識を有する外部有識者で最高管理責任者が指名する者

五 過半数労働組合又は過半数代表者が推薦する者 3名

六 調査委員会委員長が必要と認めた者

4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会委員になることはで

きない。

- 6 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(本調査)

**第17条** 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを、調査委員会委員の氏名・所属を明らかにした文書で通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議しなければならない。

- 2 本調査は、指摘された当該研究に係る各種伝票、証拠書類、申請書などの関係書類等(以下「関係書類等」という。)の精査等により実施する。この際、最高管理責任者は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会が必要と判断した場合は、告発等をされた事案の調査に関連して、被告発者の他の研究活動も調査対象とすることができる。
- 4 調査委員会は本調査の実施に際し、告発等に係る研究に関して、証拠となるような関係書類等を保全する措置をとることができる。

(異議申立て)

**第18条** 告発者及び被告発者は、前条第1項の規定により通知を受けた調査委員会委員に異議がある場合は、窓口を通じ、最高管理責任者に異議申立書(様式2)を提出することができる。

- 2 前項の異議申立ては、通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、異議申立てについて、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させることができる。

(不正使用の疑惑への説明責任)

**第19条** 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案における不正使用を否認する場合には、当該研究の研究費の使用が適正な方法と手続きに沿って行われたことを、自己が証明しうる書類等の範囲内で調査委員会に対して説明する責任がある。

(認定)

**第20条** 調査委員会は、告発を受理した日から起算し原則として180日以内に、調査内容について、不正使用が行われたか否かを認定し、調査結果をまとめる。

- 2 調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた関係書類等、証言、被告発者の自認等の証拠を、様々な観点から客観的かつ総合的に判断して、不正使用の事実及び故意性を判断する。
- 3 被告発者の自認を唯一の証拠として、当該の事案を不正使用と認定することはできない。
- 4 各種伝票、証拠書類、申請書等、本来存在すべき基本的な関係書類等が十分に存在しない場合も、調査委員会の判断で不正使用と認定することがある。ただし、上記の基本的な関係書類等が災害で破損したり、所定の保存期間を超えたため廃棄されていたりするなど、正当な理由が認められる場合はこの限りではない。

5 不正使用と認定した場合は、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

6 不正使用が行われなかったと認定された場合、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うにあつては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

**第21条** 調査委員会は、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

**第22条** 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等（被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。

2 被告発者等が他機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

3 当該事案に係る研究に資金を配分した機関及び文部科学省に調査結果を報告する。

4 悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関にそのことを通知する。

(不服申立て)

**第23条** 不正使用と認定された被告発者等及び悪意に基づくものと認定された告発（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に不服申立書（様式3）により不服申立てをすることができる。ただし、正当な理由により、この期間内に不服申立てを行うことができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 最高管理責任者は、被告発者等から不正使用の認定に係る不服申立てがあつたときは、当該告発者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被告発者等が他機関に所属している場合は当該被告発者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあつたときは、被告発者及び告発者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会委員の交代若しくは追加、調査委員会に代わる他の者による審査を行うことができる。

4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。

5 再調査を開始した場合は、不正使用と認定された被告発者等から不服申立てがあつた日から起算し原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあつたときは、原則として30日以内に再調査の結果を最高管理責任者に報告する。

6 最高管理責任者は、再調査結果を、告発者、被告発者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正使用と認定された被告発者等から不服申立てがあつたときは、被告発者等が他機関に所属している場合は当該被告発者等の所属機関に通知し、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあつたときは、当該告発

者の所属機関に通知する。

(調査中における一時的措置)

**第24条** 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受け  
るまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(調査結果の公表)

**第25条** 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用が行われたと認定したときは、  
速やかに、調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、合理的な理  
由が認められる場合には、第一号に掲げる事項を非公表とすることができる。

- 一 不正使用に関与した者の氏名・所属
- 二 不正使用の内容
- 三 不正使用が行われたと判断した根拠
- 四 公表時までに行った措置の内容
- 五 調査委員会委員の氏名・所属
- 六 調査の方法・手順等
- 七 その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

2 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用が行われたと認定できなかつたとき  
は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、  
被告発者の了解を得て、調査結果を公表することができる。

3 悪意に基づく告発との認定があったときは、調査結果と併せて告発者の氏名・所属を  
公表する。

4 最高管理責任者は、配分した機関に対して、原則として告発を受理した日から210日  
以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度  
以外の公的研究費の管理・監査体制の状況、再発防止策等を報告しなければならない。

5 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場  
合には速やかに認定し、配分した機関へ報告しなければならない。

6 最高管理責任者は、前2項のほか、配分した機関の求めに応じ、期限までに調査が完  
了しない場合であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければな  
らない。

7 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に  
係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不正使用と認定された者等の措置)

**第26条** 最高管理責任者は、次の各号に掲げるいずれかに認定された本学の教職員(以  
下「被認定者」という。)に対し、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則に基づく  
処分を行うものとする。

- 一 不正使用と認定された被告発者等
- 二 不正使用への関与が認定された研究者
- 三 告発が悪意によるものと認定された告発者

2 最高管理責任者は、被認定者に対して、直ちに当該研究に係る研究費の使用中止を命  
じ、極めて悪質な不正使用の場合は、不正使用相当額を返還させることができる。また、  
必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、不正使用が認定された研究の共同研究者で自らは不正使用に関与していない者に対しても、直ちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じる。

4 最高管理責任者は、第1項各号に該当する者が本学に所属しない場合には、必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(不正使用が行われたと認定されなかった場合の措置)

**第27条** 不正使用が行われたと認定されなかった場合、最高管理責任者は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を直ちに解除しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定されなかった者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を直ちに講じなければならない。

(不正防止推進委員会)

**第28条** 最高管理責任者のもとに、不正防止推進委員会を置く。

2 不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 基本方針の原案の作成に関すること。
- 二 不正使用防止計画の策定に関すること。
- 三 研究費の適正な管理等に係る実態の把握及び検証に関すること。
- 四 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- 五 その他、不正使用防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

3 不正防止推進委員会は、次の者をもって組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 コンプライアンス推進責任者
- 三 最高管理責任者が指名する者 若干名

4 不正防止推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 不正防止推進委員会に関する事務は、研究協力・附属学校支援課において処理する。

(守秘義務)

**第29条** この規程における不正使用への対応に携わる者は、告発の内容その他不正使用の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(事務)

**第30条** この規程に関する事務は、研究協力・附属学校支援課及び会計課が行うものとする。

(雑則)

**第31条** この規程に定めるもののほか、不正使用への対応に関し必要な事項は、別に定めることができる。

## 附 則

1 この規程は、平成27年3月23日から施行する。

2 「国立大学法人京都教育大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」(平成19年9月3日制定)は、平成27年3月22日をもって廃止する。ただし、研究活動の不正行為の防止に係る規定は平成27年3月31日まで存続するものとする。

様式 1

平成 年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

所 属 :

連絡先 :

氏 名 :

印

「国立大学法人京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の研究者の不正使用について告発します。

記

1. 不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ名

所 属 :

氏名又はグループ名 :

2. 研究費の不正使用の態様等及び事案の内容

3. 不正とする合理的理由

様式2

平成 年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

所 属 :

連絡先 :

氏 名 :

印

異 議 申 立 書

「国立大学法人京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり申立てます。

記

1. 異議委員等名 :

2. 異議事由

様式3

平成 年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

所 属 :

連絡先 :

氏 名 :

印

不 服 申 立 書

「国立大学法人京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり申立てます。

記

調査結果に対する不服事由